

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局地域振興課
委託業務番号	令和2年度 長北地委第11号
委託業務名称	北部地域観光誘客事業委託業務(ガイド)
委託業務場所	長浜市木之本エリアを中心とした北部地域一帯
業務の概要	(1)きのもと交遊館企画展館内ガイド (2)北国街道木之本宿まちなかガイド (3)賤ヶ岳・小谷城ガイド (4)余呉湖ガイド (5)紅葉ガイド (6)その他ガイド
契約期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	1,500,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市木之本町木之本1757番地2 [商号又は名称] 奥びわ湖観光ボランティアガイド協会 会長 松田 武彦
契約相手方の選定理由	上記協会は、長浜市北部地域を包括する奥びわ湖エリアを中心に、その歴史文化や自然風土等を含めた観光ガイドを行い、奥びわ湖エリアへの理解を深めてもらうことにより、観光振興等に寄与することを目的として活動しており、当該協会が北部地域のガイドを効果的に実施できる唯一の団体であるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>